

# 栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策 に関する今後の進め方について（案）

2020年（令和2年）6月  
環境省

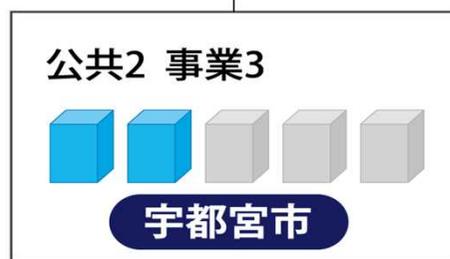
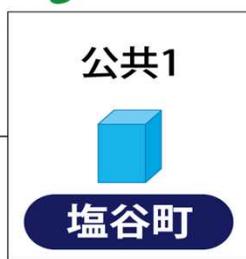
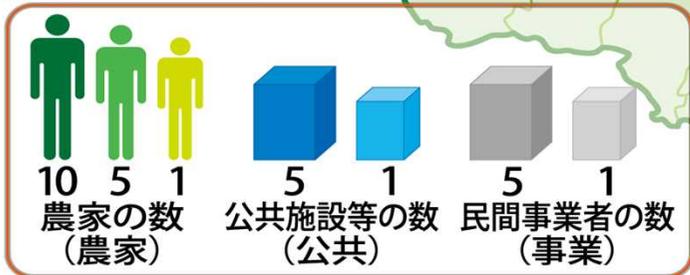
# 1. 背景・経過

- 栃木県では、数回にわたる市町長会議での御議論等を経て、平成25年12月24日に長期管理施設の詳細調査候補地の選定手法を確定し、平成26年7月30日に、詳細調査候補地を公表したところである。
- しかしながら、現時点で詳細調査は実施に至っておらず、栃木県における長期管理施設の整備までには相当な期間を要することが見込まれるが、それまでの間は各市町での保管をお願いする状況が続くこととなる。
- こうした中、平成30年11月26日に開催した「栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議」において、長期管理施設を県内1箇所を整備する方針は堅持しつつ、農業系指定廃棄物については、可能な限り速やかに、中間処理による減容化や集約化等を行うこと等により、負担の軽減を図ることとなり、環境省・県・市町とで協議し、連携して対応することとなった。
- また、令和元年7月2日に開催された副市町長会議においては、集約に向けた検討に当たり、住民への安全性の説明、減容化や保管方法の決定等のため、放射能濃度の再測定を実施する方針が了承された。これに基づき実施した再測定結果は、令和2年3月19日に公表したところである。

# (参考 1) 栃木県における指定廃棄物の一時保管者の状況

## 栃木県の指定廃棄物 一時保管者状況

2020年  
6月時点



# (参考2) 栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策について

(栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議 (平成30年11月26日) 資料2)

- 国が長期管理施設を県内1ヶ所に整備する方針は堅持。指定廃棄物は、最終的には国で責任をもって処理する。
- しかし、同施設の整備に相当の期間を要すると見込まれるため、それまでの間は各市町での保管をお願いすることになるが、特に負担の大きい農家が保管している農業系指定廃棄物については、可能な限り速やかに、中間処理による減容化や集約化等を行うこと等により、保管の負担の軽減を図る。
- 具体的には、保管農家がある市町単位 (又は広域処理組合単位)で、地元のご意向を踏まえ1ヶ所又は数ヶ所の暫定保管場所を確保し、農家保管の指定廃棄物を (必要に応じ減容化した上で、) 集約する。

- ・集約のあり方、暫定保管の場所、減容化の方法、保管の方法等については、市町のご意向、ご提案に基づき、環境省・県・市町とで協議し、連携して対応する。
- ・減容化の方法としては焼却が望ましいが、市町のご意向により、乾燥圧縮等の方法も採り得る。
- ・集約先の暫定保管場所においては、市町のご意向を踏まえ必要があれば、現在の一時保管場所以上の安全性が確保される保管強化措置を講じる。
- ・指定廃棄物に係る国の責任を十分に果たすべく、減容化・集約化に要する経費は全額国費をあてるほか、安全性に係る技術的説明を行う。
- ・集約に向けた検討を行うために、市町のご意向を踏まえ、放射能濃度の再測定を実施する。
- ・これらはあくまで暫定的な保管であり、将来的には、国が県内1ヶ所に整備する長期管理施設へ搬出する。

※ 市町のご意向により、指定廃棄物とともに基準値 (8kBq/kg) 以下の廃棄物や除染廃棄物を一緒に減容化・集約化する場合でも、国費で支援する仕組みを検討する。

※ 個人保管以外の指定廃棄物についても、長期管理施設へ搬出するまでの間、国の責任で一時保管の維持管理に万全を期す。

## 2. 指定廃棄物の放射能濃度の再測定結果

- 「指定廃棄物の放射能濃度の再測定の実施方針」に基づき実施。  
(指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する副市町長会議 (令和元年7月2日) で了承)
- 農家 (123名) が保管する指定廃棄物 (146箇所 (測定単位)、2,993.2トン) 全てについて、再測定を実施。(令和元年7月下旬~11月下旬)

### <調査対象>

牧草	79箇所 (測定単位)	1,880.6トン
稲わら	49箇所 (測定単位)	278.5トン
堆肥	18箇所 (測定単位)	834.1トン

### <結果> (令和2年3月19日公表)

再測定結果における8,000 Bq/kg超と8,000Bq/kg以下の廃棄物の割合

	測定単位 (箇所)	保管量 (トン)
8,000Bq/kg超	60 (41.1%)	576.3 (19.3%)
8,000Bq/kg以下	86 (58.9%)	2,416.9 (80.7%)
計	146 (100%)	2,993.2 (100%)

### 3. 暫定集約の今後の進め方（案）

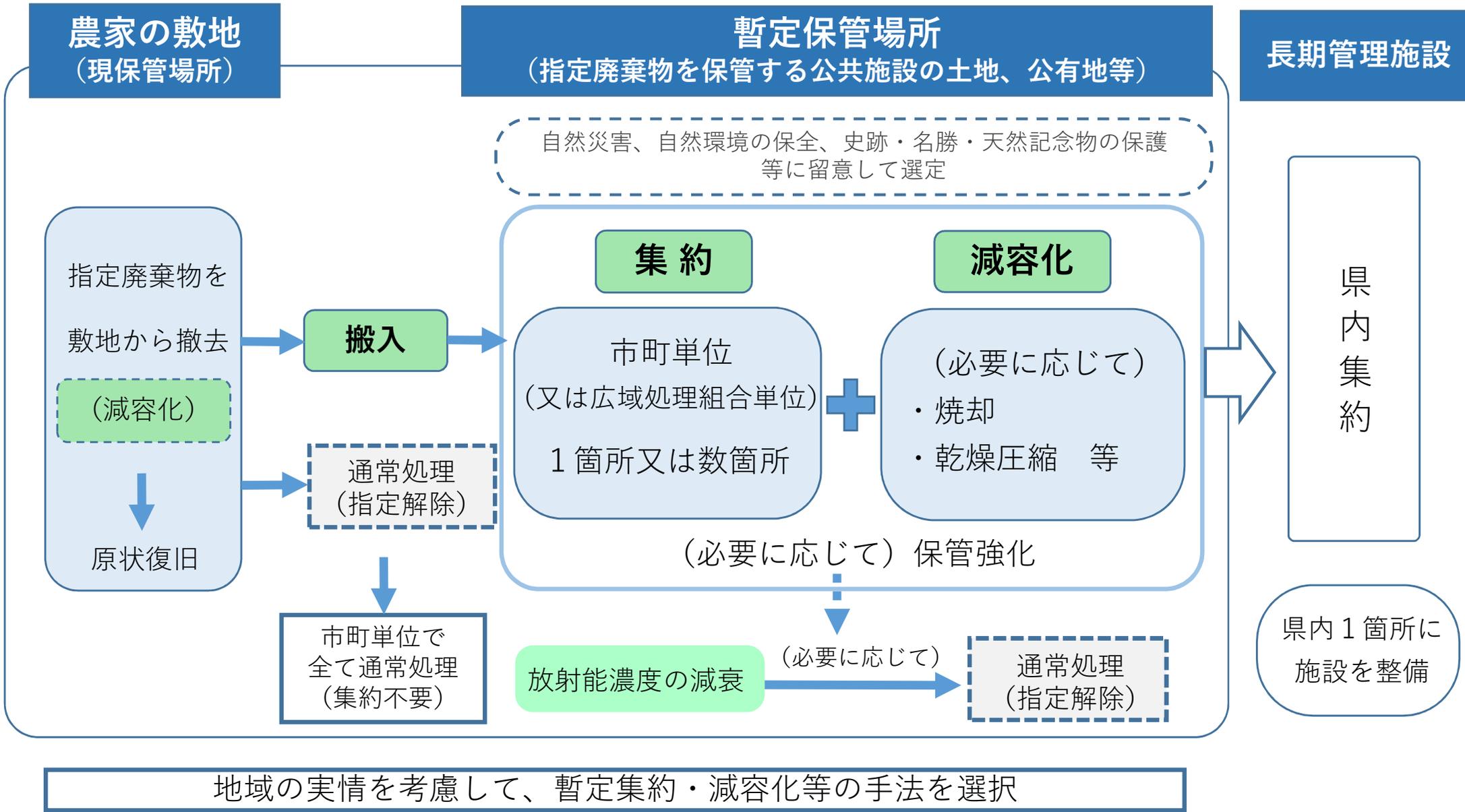
#### 【暫定集約の前提】

- 国が長期管理施設を県内 1 箇所に整備する方針は、これまでどおり堅持。その上で、特に負担の大きい農家が保管している農業系指定廃棄物については、暫定保管場所への集約等により、可能な限り速やかに保管農家の負担軽減を図る。

#### 【今後の進め方（案）】

- 今後は、
  - ① 暫定保管場所の選定の考え方について取りまとめるとともに、
  - ② 再測定を実施した農業系指定廃棄物については、8,000Bq/kgを下回るものも相当量あることが明らかとなったことから、可能な部分について指定解除の仕組みを活用していくことも含め、減容化や保管方法について検討し、  
可能な限り速やかに暫定保管場所の選定が行われるよう、県や各市町と連携して取り組んでまいりたい。

# 指定廃棄物の保管農家の負担軽減策（暫定集約・減容化等）実施イメージ（案）



※指定解除は、解除後の処分先を含め慎重に検討しつつ、国と一時保管者や解除後の処理責任者との協議が整った場合に行う。  
 ※指定解除後は、廃棄物処理法の処理基準等に基づき、市町の処理責任の下で必要な保管・処分を行うこととなる。